

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	奥尻島地区活性化計画						
都道府県名	北海道	市町村名	奥尻町	地区名	奥尻島地区	計画期間	平成19年度～平成23年度

目 標 :

島の主産業である水産物の流通販売の他、新たな農産物加工品開発販売及び北海道庁の事業である地域再生プロジェクト計画による奥尻地区の地域活性化を目指す。具体的には、平成13年から新たに栽培に取り組んだぶどうを原材料とした加工品を製造し島の名産品の一つにする。このぶどうを原材料とした名産品の開発、販売等により、アワビ、ウニ、イカ、ホッケといった水産のイメージが強い島に、農産物の名産品が加わり、島のイメージアップにつながり、現在、当町を訪れている年間約5万人の来訪者を約2.5万人増の年間約7.5万人として島外からの交流人口を増やすことにも好影響を与える。更に、減少傾向にある島内農家戸数20戸(平成14年は22戸)のうち、ぶどう栽培地区である米岡・湯浜地区にある農家6戸の現状維持を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

奥尻町は、渡島半島の西約18kmの日本海に浮かぶ、東西約11km、南北約27km、周囲約84km、面積約143km²の離島の町である。地形は山林と原野が面積の91%を占め、平地が少なく、居住地は海岸線沿いに点在している。

気候は、年間平均気温が約9度、年間降水量が約1,300mmで、風がやや強いものの、北海道の中では比較的温暖である。

人口は、昭和50年に5,970人だったが、平成18年では約3,500人となり約38%あまり減少している。一方、昭和60年に12%だった高齢者人口は、平成18年には約29%に増加しおり、高齢化も進んでいる。

平成18年における就業人口は、約1,800人で第1次産業約230人、第2次産業約400人、第3次産業約1,200人である。平成5年の北海道南西沖地震以降、漁業や水産加工業などの水産業の就業人口が大きく減少している。

離島としては、水田を行っている最北の島である。

現状と課題

周辺の町とは、奥尻～函館間の航空機や、江差～奥尻(通年運行)と瀬棚～奥尻(冬期休航)のフェリーにより結ばれている。

観光は水産業と並んで奥尻町を支える産業であるが、平成5年の北海道南西沖地震以降の観光客入り込み数は減少しており、近年は年間約5万人程度で推移している。また、近年公共事業も減少し、雇用不足から島内人口も減少しつつある現在、このような現状を食い止めるため、島内での雇用の場を確保する必要がある。更には低利用となっていた農地を有効的に活用するため、ぶどう生産に取り組むワイン原料用として出荷していたが、当町は離島であるため、生産コスト等が高いことから、このような現状を打開する必要がある。

前述した、現状及び地区概要から、観光客数の回復と、高齢化、過疎化対策などに取り組み、さらなる地域振興を図ることが大きな課題となっている。

今後の展開方向等

水産業以外の経済基盤が弱い奥尻町にとって、地域振興は大きな課題である。そのため、引き続きつくり育てる資源培養型漁業への転換をさらに進めるとともに、水産の島のイメージに農産物を活用した製品を加えた地域の活性化を図る。

農産物を活用した製品については、平成13年から徐々にほ場面積を増やし、現在、19haで栽培しているブドウ畑を更に整備し、本格的なブドウ生産に取り組む事により、雇用の増加、更には過疎化対策に繋がる。また、離島「おくしり」で収穫された原料のみで良質な奥尻名産ワインを開発販売する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
奥尻町	奥尻島地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	農業生産法人(株式会社奥尻ワイナリー)	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
奥尻町	奥尻島地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	農業生産法人(株式会社奥尻ワイナリー)	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
奥尻町	青苗漁港	直轄特定漁港漁場整備事業	水産庁(北海道開発局)	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

地域再生プロジェクト計画(北海道庁地域再生チャレンジ交付金活用計画)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域

奥尻島地区	区域面積	14,298ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当町は、漁港と一体的に発展してきた地区である。また、島の総面積約14,298haのうち農林地面積は13,324haで93%を占める。就業者についても、全就業者のうち13%が農林水産業従事者である。		
②法第3条第2号関係： 奥尻町内の、①人口の減少(H14→H18で8%減)、②農林漁業者の高齢化傾向(65才以上54.3%)からみて、町内の活性化を図るためにも、交流人口を増加することが必要不可欠であり、島全体を活性化地区と定めるのに相応しい町である。		
③法第3条第3号関係： 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落を含んだ地区も含んでいる。なお、市街地区域の設定はない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標達成状況の評価手法については、当町が集計している来客数調査及び農家台帳等から分析し検証する。

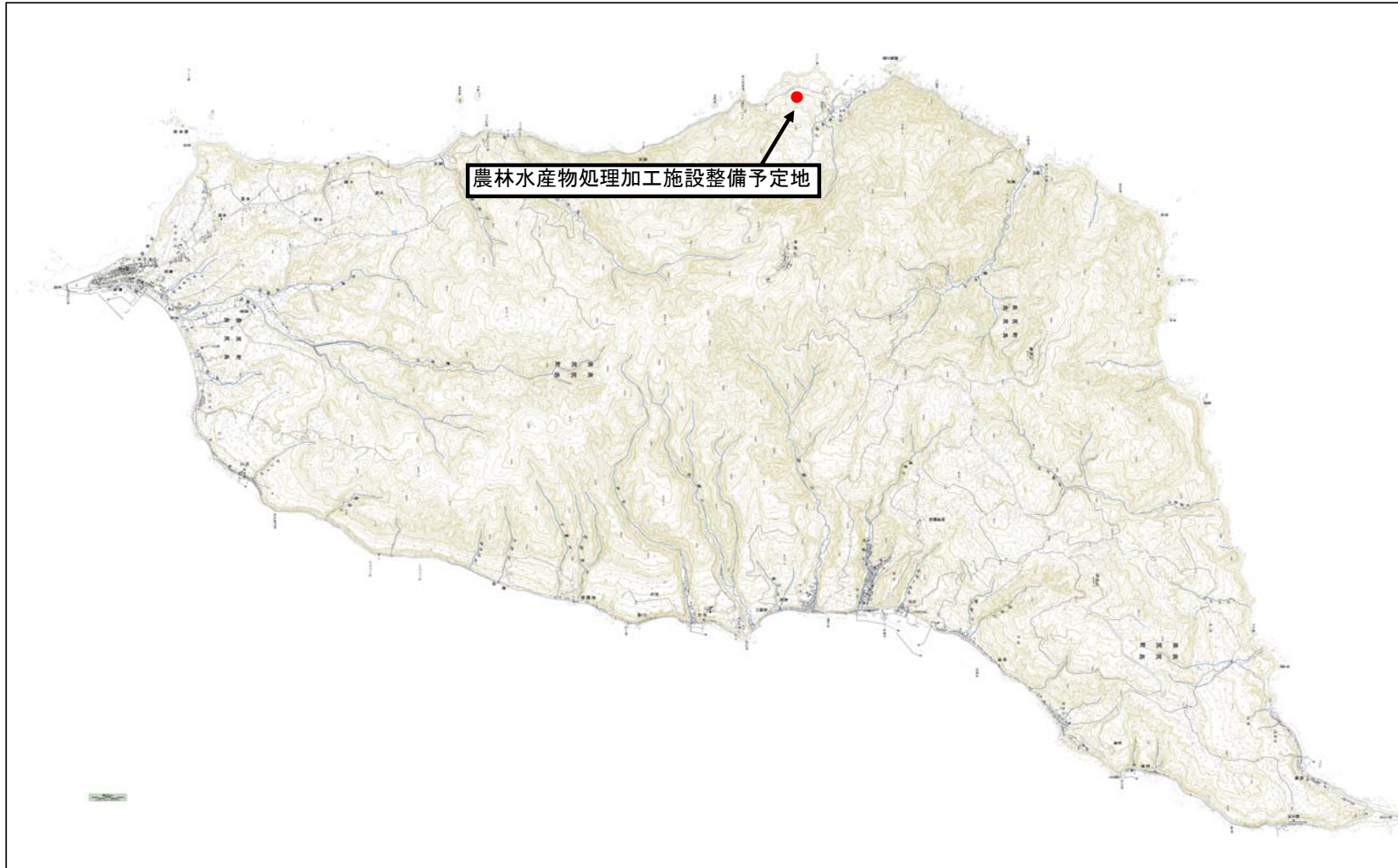
【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

奥尻島地区活性化計画区域図



農林水産物処理加工施設整備予定地

活性化区域(奥尻島全域)